

認定こども園・幼稚園（新制度移行園）の利用について

1 園の見学、利用条件や入園申込み方法の確認

認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園の利用を希望する場合、利用したい園に問い合わせをして、利用条件等を確認してください。

また、入園の決定は各園で行われますので、申込方法も確認してください。

2 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。

預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により上峰町から保育の必要性の認定（[施設等利用給付認定]新2号／新3号認定）を受ける必要があります。

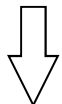
3 転入予定の申込書提出について

既に利用開始月の1日までに上峰町へ転入することが決まっている場合は、転入手続き前であっても申込書を提出することができます。ただし、利用開始月の1日までに転入されない場合は、申込みが無かったこととなりますのでご注意ください。

また、認定通知書等の文書発送は、実際に転入手続きがあった日以降となりますのでご了承ください。

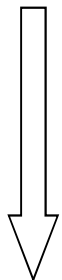
手続の流れ

入園の申込み（入園願書の提出）



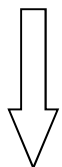
・まずは、希望する園に直接入園の申込みが必要です。

支給認定・給付認定の申請



・入園内定を受けた後、園へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。
 ・提出した書類は園を通して上峰町に提出されます。
 ・書類に不明な点がある場合は、上峰町から電話等で内容を確認することがあります。
 ・認定申請中に引っ越し等をした場合は、「申請辞退届」が必要となりますので、必ず上峰町に連絡してください。

「認定通知書」の交付



・町より「支給認定通知書」及び「給付認定通知書」を交付します。（申請内容により異なります。）
 ・4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、2月頃に交付予定です。

園の利用開始

・預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申込みます。

※原則、入所月の1日付けで入所となります。